

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 地域主権改革一括法への対応 (40分)</p> <p>平成21年12月に閣議決定された「地方分権改革推進計画」を法案化した「第1次一括法」は、23年4月に成立し5月に公布され、また、22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」を法案化した「第2次一括法」は、23年8月に成立、公布されました。</p> <p>いずれも、本年4月に本格施行されたものの明年3月31日までの間、各地方自治体が条例を施行するまでは、それまでの国の基準が有効とされておりますので、言い換えれば、各自治体は本年度中に委任された条例を施行する必要があります。</p> <p>本市においても、これまでに必要な条例改正等を行っておりますが、まだ全てが終わってはおりません。</p> <p>また、いわゆる「義務づけ・枠付けの見直し」で、条例制定権が拡大されたことにより、これまでと同じように国の基準を適用した場合であっても、「なぜ、国の基準を選んだのか」という理由を明らかにする必要があります。</p> <p>これまでの「一括法」に対する対応と、今後の予定、さらに将来的な方向性について、質問します。</p> <p>(1) いわゆる「地域主権改革一括法」が制定された背景や意義をどのように考えますか。</p> <p>(2) 「一括法」の施行を受けて、本市では、これまでどのように対応してきましたか。条例の改正とともに、権限の委譲も含めてご説明をお願いします。</p> <p>(3) 第1次および第2次一括法を受けて、本市が制定しなければならない条例数は幾つになりますか。また、明年3月までに予定されている取り組みは、どのようになりますか。</p> <p>(4) 国においては、第3次一括法が国会に提出されていますが、その内容は。また、成立した場合の本市への影響は、どのように考えられますか。</p> <p>(5) 地域主権改革の趣旨から、「地域のことは地域で決める」ことが求められており、実際に国の条例制定基準とは異なる独自の基準を設ける自治体も出てきました。本市では、こうした取り組みについて、どのように考えていますか。</p>	市長